

時 所市役所1階ロビー  
 国民年金基金(☎01206514192)、市保険年金課(☎2311931)

### 非自発的失業者の保険料軽減措置等について



リストラなどで職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、在職中と同程度の保険料負担となるよう保険料が軽減される場合があります。対象者は申し出が65歳未満の雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方)か、特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方) 対象者の前年給与所得を100分の30として保険料を算定。高額療養費等の所得区分判定でも給与所得同様の取り扱い 最新雇用保険受給資格者証、印鑑 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 保険年金課(☎2311930)、各総合支所市民生活課

### 口座振替で国民健康保険料の支払いを希望する方へ

国民健康保険料の支払いが特別徴収(年金引き去り)となっている方で、口座振替での支払いに変更したい方は申請してください。4月支給分年金からの特別徴収中止を希望する方は、1月31日(金)ま

でに申請してください。特別徴収になる前まで納付書で支払いをしていた方は、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。

印鑑、保険証、口座振替依頼書 本人控(以前納付書の方のみ) 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

保険年金課(☎2311930)、各総合支所市民生活課

### 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和24年2月1日以前に生まれ、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを利用を希望する方 介護保険被保険者証 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 介護保険課(☎2313184)

### 入院時の食事が安くなります

国民健康保険に加入している方が入院したとき、市民税非課税世帯の方は食事が安くなります。



本人負担額 ▼市民税非課税世帯 1食210円 ▼70歳以上の方で自己負担区分が低所得Iの方 1食100円(減額認定証の交付手続きが必要) 国民健康保険証、印鑑 保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。

保険年金課(☎2311668)、各総合支所市民生活課

### 後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でもすでに退院された場合は適用されませんので、事前に申請を。 適用期間 申請月の1日〜平成26年7月31日 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、過去1年間の入院領収書、年金証書(老齢福祉年金受給者のみ) 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

保険年金課(☎2311306)、各総合支所市民生活課

### 後期高齢者医療の高額療養費支給申請

1カ月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、申請で認め

られると、自己負担限度額を超えた方が後から支給されます。本人による申請が困難な場合は、代理人による申請ができます。※入院時の食事代、部屋代などは対象外 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、本人名義の預金通帳 保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。 ※申請は初回のみ

保険年金課(☎2311306)、各総合支所市民生活課



### 相談

#### 弁護士無料法律相談

川棚公民館 1月17日(金)午後1時〜4時 6人(先着順) 1月6日〜17日に電話で豊浦総合支所(☎724018)へ。 市民相談所 毎週月・木曜日 (☎2317513)

### 女性行政書士による女性のための無料相談会

DV(ドメスティックバイオレンス)、セクハラ、夫婦、親子などに関する女性の悩み相談に、女性行政書士が応じます。



市内在住・在勤・在学の女性 1月31日(金)午前10時〜午後4時 所下りムシップ3階会議室 2 甲予約の場合は電話で山口県行政書士会社会貢献事業部事務局(☎0839245059)へ。

個人権・男女共同参画課 (☎2317513)

### 1月の総合(心配ごと)相談



下表の通り 社会福祉協議会=午前10時〜午後3時 社協各支所=午前10時〜正午 ※勝山公民館での相談は平成26年1月まで休止 ※社協豊田支所の年金相談は午後4時まで ※社協豊浦支所の行政相談は午前9時30分〜11時30分

- ① 社会福祉協議会(☎232-2003)
- ② 社協菊川支所(☎287-4480)
- ③ 社協豊田支所(☎766-3356)
- ④ 社協豊浦支所(☎774-1122)
- ⑤ 社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
8	社会福祉センター/民・人・行	①
	彦島公民館/民	
9	長府東公民館/民・行 川中公民館分館/民・行	
15	社会福祉センター/民・人・行・社	②
16	安岡公民館/民	
23	小月公民館/民	③
10	きくがわ総合相談センター/人・人・行	
24	社協豊田支所/人・行・年	④
21	川棚公民館/人※	
28	社協豊浦支所/行	⑤
20	豊北保健福祉センター/人・行	

民…民生児童委員 人…人権擁護委員  
 行…行政相談委員 ※法務局職員も来所  
 人…司法書士 社…社会保険労務士  
 年…年金事務所

### マークの見方

☎…対象 日…日時 期…期間 所…場所 内…内容 講…講師 定…定員  
 参加費など 持…持参する物 申…申込方法 共…共通事項 問…問合先

### 児童手当の申請を

☑中学校修了前15歳になった最初の3月31日までの児童を新たに養育する方 ※所得制限あり ☑手当月額 ▼3歳未満11万5000円 ▼3歳以上、小学校修了前の第1・2子11万5000円、第3子以降11人1万5000円 ▼中学生11万円 ▼所得制限限度額以上の方1一律5000円 ☑印鑑、金融機関の口座番号が分かる物、厚生年金・共済組合に加入している方は年金加入証明書か健康保険被保険者証の写し、平成25年1月2日以降に転入した方は、平成25年度所得課税証明書(父母両方分) ☑こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。※公務員は原則、勤務先で申請を

### ひとり親(母子・父子)家庭等医療費を助成します

☑ひとり親家庭の児童や母・父に要した医療費のうち、保険診療内の自己負担分 ▼市民税所得割非課税世帯18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童 ▼児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯11小学校卒業までの児童のみ ▼所得制限なし11義務教育就学前児のみ ☑健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を

### 病児保育

子どもが病気の時に、保護者が仕事などの理由で、家庭で保育できない場合、一時的に預かります。連続の利用は原則7日以内です。

☑0歳〜小学3年生の病気の子ども ☑月曜日〜金曜日11午前8時〜午後6時 ▼土曜日11午前8時〜午後2時 ※日曜日、祝日、盆、年末年始は利用不可 ☑すこやかルーム(うめだ小児科/☎245-5691)、わかば病児保育所(昭和病院/☎233-0548)、おひさまキッズハウス(青葉こどもクリニック/☎256-2865)、病児保育室(こいえかねはら小児科/☎250-9876) ☑料(1日)▼市民税課税世帯:2000円 ▼市民税非課税世帯:生活保護世帯:1000円 ☑こども家庭課(☎231-1353)

### 児童虐待を防ぎましょう!!

全国的に児童虐待件数は増加しており、山口県内でも同様の傾向にあります。児童虐待を防止するためには、地域社会全体で虐待のサインを見逃さず



期発見、早期対応を図ることが重要です。「もしかしたら虐待では」と思ったら、すぐに連絡を! 連絡者の秘密は厳守します。皆さんの協力をお願いします。

☑連絡先11下関児童相談所(☎223-3191、児童相談所全国共通ダイヤル☎0570-064000)、市こども家庭課/家庭児童相談室(☎231-1980) ☑こども家庭課(☎231-1358)

### ブックスタートふれあいの会

☑0歳〜未就学児の親子、妊婦とその夫 ※対象児以外の子どもも可 ☑2月9日(日) ▼第1部11午前10時〜11時 ▼第2部11午前11時〜正午 ☑ひかり童夢 ☑絵本の読み聞かせは各回30分 ☑こども家庭課(☎231-1353)



### ひとり親(母子・父子)家庭相談窓口をご利用ください

突然配偶者を失った方、離婚などでひとり親家庭となった方、現在離婚を検討中の方、生活していくうえでの不安や悩みを一人で抱えていませんか。今後の生活や就職などについて専門の支援員が無料で相談に応じ、就労支援、給付、貸し付け、専門機関への案内など、一人ひとりに合った支援をします。

### 児童扶養手当の申請を

☑父か母と生計を共にしていない児童を養育しているひとり親家庭の父母か養育者で、年金などの公的給付金を受けることができないなど、一定の条件に該当する方 ☑児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで ※障害のある児童は20歳の誕生日の前日まで ☑請求理由により必要なものが異なる ☑こども家庭課、各総合支所市民生活課へ。

☑こども家庭課(☎231-1928)



### 各総合支所市民生活課

- ▼菊川(☎287-4003)
- ▼豊田(☎766-2180)
- ▼豊浦(☎772-4023)
- ▼豊北(☎782-1922)

### 老齢年金の源泉徴収票を送付します

源泉徴収票は、老齢基礎年金や老齢厚生年金などの老齢年金を受けている方に、昨年中に支払われ

た年金の総額や年金から差し引かれた所得税などをお知らせするので、毎年1月下旬に日本年金機構本部から送付しています。

老齢年金は所得税法上「雑所得」として扱われ、所得税が課せられますが、障害年金・遺族年金は課税の対象になっていないため、源泉徴収票は発行していません。

☑下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

### 交通事故のときは必ず国民健康保険等に届け出を

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故など第三者から被害を受け、国民健康保険や後期高齢者医療制度を使って治療を受けた場合、第三者行為による被害届が必要です。

☑国民健康保険課、各総合支所へ。☑国民健康保険課(☎231-1668) ▼後期高齢者医療係(☎231-1306) ▼各総合支所市民生活課

### 国民年金基金の加入相談会

国民年金に上積みする国民年金基金制度を知り、豊かな老後の備えとするために相談会を開催します。

☑60歳までの国民年金(第1号被保険者)に加入中の方、60歳〜65歳未満で国民年金に任意加入中の方 ☑1月23日(木)午前10時〜午後3時